

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づく 許可申請に係る審査基準（案）

第1 一般的事項

1 趣旨

この基準は、千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和5年千葉県条例第30号。以下「条例」という。）に基づく申請により求められた許可を行うかどうかを判断するために必要となる基準を定めるものとする。

2 基準の取扱い

この基準は、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、千葉県環境生活部ヤード・残土対策課での備付け、千葉県ウェブサイトへの掲載その他の適当な方法により公にすることとする。

3 用語の意義

この基準において用いる用語の意義は、条例及び千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和5年千葉県規則第71号。以下「規則」という。）の例による。

第2 特定再生資源屋外保管業許可申請の審査基準

条例第8条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の許可の申請（以下「許可申請」という。）に係る審査基準は、次のとおりとする。

1 条例第9条柱書関係（申請手続の基準）

条例第7条の規定による住民への周知が、下記（1）から（4）までに照らして、その方法及び内容において、特定再生資源屋外保管業の内容を周知させるための十分なものと認められない場合は、不許可の要件として条例第9条に定める「その申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるとき」に該当するものと判断する。

（1）周知の内容

周知する特定再生資源屋外保管業の内容は、住民への周知を規則第3条各号に規定するいずれの方法によって実施するかにかかわらず、規則第4条各号に規定する事項が全て含まれたものであること。

（2）説明会を開催する場合の手続

住民への周知を規則第3条第1号に規定する説明会の開催によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 日時、場所等

説明会を開催する日時及び場所について、特定区域に居住する住民の参集の便を考慮して定められていること。

また、会場の選定に当たっても、特定区域に居住する住民の数を考慮して、十分な広さ及び適切な設備を有するものが選定されていること。

イ 開催の周知

説明会の開催の日時、場所等について、あらかじめ、特定区域に居住する住民に対して周知されていること。

また、この開催の周知に当たっては、多くの住民が参集できるよう十分な周知期間が設けられていること。

ウ 開催の周知の方法

開催の周知の方法について、説明会の開催の日時、場所等を記載した書面の特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、特定再生資源屋外保管事業場又はその周辺の適当な場所での掲示、自治会、町内会等を通じた回覧その他の適当な方法により行われていること。

(3) 書面を配布する場合の手続

住民への周知を規則第3条第2号に規定する書面の配布によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

書面を配布する方法について、特定区域に居住する住民の住所等に設置されている郵便受箱への投函、自治会、町内会等を通じた配布その他の特定区域に居住する住民のできる限り全員に行き渡るような適当な方法により行われていること。

イ 実施期間

書面の配布後、住民がその内容を確認するための時間を確保するため、許可申請までに十分な実施期間が設けられていること。

(4) 掲示及びインターネットの利用による場合の手続

住民への周知を規則第3条第3号に規定する掲示及びインターネットの利用によって実施する場合は、次に掲げる手続の基準を満たすこと。

ア 実施方法

掲示する方法は、掲示板等を用いて公衆の見やすい場所で実施する方法により行われていること。

インターネットを利用して住民の閲覧に供する方法は、ウェブサイト等に掲載し、広く一般に公開する方法により行われていること。

イ 実施期間

掲示及びインターネットの利用には、多くの住民に対する閲覧の機会を確保するため十分な実施期間が設けられていること。

なお、許可申請後も、少なくとも当該許可申請に対する許可又は不許可の処分がなされるまでの間は、掲示及び公開をしておく必要があること。

2 条例第9条第1号関係（特定再生資源屋外保管業の計画の基準）

（1）保管物の高さに関する基準（条例第11条第2号）

特定再生資源屋外保管業の計画（以下「事業計画」という。）において、特定再生資源屋外保管事業場からの保管物の崩落又は飛散及び特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第2号に規定する保管物の高さを遵守して保管をすることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別

イ 当該保管の場所における保管物の保管の高さに係る規則第6条第1項又は第2項の規定の適用関係

ウ 当該保管の場所における保管の作業の具体的な方法及び手順

エ 当該保管の場所の囲いに係る直接負荷部分の有無

オ イからエまでに照らして、当該保管の場所において保管をすることができる最高の高さ

（2）火災対策に関する基準（条例第11条第3号）

事業計画において、特定再生資源屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために、条例第11条第3号に規定する措置を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を保管の場所ごとに定めていること。

ア 当該保管の場所において保管をする特定再生資源の区分が規則第5条第3項各号のいずれに該当するかの別

イ 当該保管の場所における保管物に係る規則第7条第1号から第3号までの規定の適用関係

ウ 規則第7条第1号に規定する措置として、電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものの回収及び処理の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

（3）汚水対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」を講じることを示すものとして、書類及び図面によって、次に掲げる事項を定めていること。

ア 保管等の場所ごとに、当該保管等の場所において行う保管又は破碎等の作業その他の工程による汚水の発生の有無を示したもの

イ 汚水の回収及び処理の方法（汚水を事業場外に放流せず循環利用する方法、汚水を処理し事業場外に放流する方法その他の汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止に有効な方法に限る。）

ウ 条例第11条第4号の「必要な措置」として、次に掲げる措置を講じることを定めていること。

（ア）汚水を処理し事業場外に放流する場合にあつては、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備の設置その他放流によって生活環境の保全上の支障を生じないものとするために必要な対策を講じること。

（イ）汚水の飛散、流出及び地下浸透の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

（4）悪臭対策に関する基準（条例第11条第4号）

事業計画において、保管等の場所から保管等に伴って生じた悪臭が発散しないように、条例第11条第4号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、悪臭の発散の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うことを定めていること。

（5）騒音・振動対策に関する基準（条例第11条第5号）

事業計画において、保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように、条例第11条第5号の「必要な措置」として、特定再生資源屋外保管事業場の立地状況、周辺環境等に応じ、次に掲げる措置を講じることを定めていること。

ア 早朝及び夜間において、特定再生資源の搬出入及び積卸し、保管及び破碎等の作業その他の騒音又は振動を発生する行為を制限すること。

イ 騒音又は振動による生活環境の保全上の支障の発生の防止の方法を具体的に記載した標準作業書を常備し、当該標準作業書に基づき従業者に必要な教育を行うこと。

3 条例第9条第2号関係（特定再生資源屋外保管事業場の基準）

(1) 囲いの設置の基準

条例第9条第2号イの囲いは、次の基準を満たすものであること。

ア 囲いは、保管の場所の全周囲に設けられていること。

ただし、次に掲げる場合には、それぞれ必要な部分に囲いが設けられていれば、基準を満たすものと判断する。

イ 特定再生資源屋外保管事業場の全体が基準を満たす囲いによって囲まれている場合には、これを保管の場所の周囲に設けた囲いとするので、保管の場所ごとに別の囲いを設ける必要はないこと。

ウ 保管の場所が切り立った崖に面する崖下に位置している場合など、地形その他の自然的条件によって特定再生資源屋外保管事業場から保管物が崩落するおそれがない立地であると認められる部分がある場合は、その部分に関する限り、必ずしも囲いを設置する必要はないこと。

(2) 囲いの構造耐力の基準

条例第9条第2号ロの「構造耐力上安全である」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、囲いが倒れ、又は壊れること等により、保管物が周辺に崩落しないように、風圧力、地震力等のほか、保管物の荷重に対して構造耐力上安全であり、変形及び損壊のおそれがないものであること。

イ 書類及び図面によって、囲いの形状、構造、材質等を明らかにし、当該囲いが風圧力、地震力等及び保管物の荷重によって変形し、又は損壊するおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に変形又は損壊により保管物が周辺に崩落するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(3) 底面の不浸透措置の基準

条例第9条第2号ハの「保管等の場所の底面が不浸透性の材料で覆われている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 油を含む汚水の地下浸透を防止するため、床面をコンクリート敷設することその他鋼板との併用等によってこれと同等以上の効果を有する舗装の措置が講じられていること。

イ 保管物の自重、積み上げる作業の用に供する機械及び出入りする運搬車両の荷重等により、破損等を生じないものとする。

ウ 底面には、油を含む汚水が自然に排水溝に集水されるよう適切な傾斜（排水勾配）を設けること。

エ 書類及び図面によって、底面の形状、構造、材質等を明らかにし、当該底面が油を含む汚水の地下浸透を生じさせるおそれがないものであることを十分に示すこと。

なお、現に破損等により油を含む汚水が地下に浸透するおそれがあると認められるものについては、基準に適合しないものであると判断する。

(4) 油水分離装置等の設置の基準

条例第9条第2項ハの「油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられている」とは、次の基準を満たすものであること。

ア 不浸透性の材料で覆われた底面の上を流れる油を含む汚水が保管等の場所から流出しないように、底面に設けた傾斜（排水勾配）に合わせて、保管等の場所の周りに排水溝を設置すること。

イ 排水溝によって集水した油を含む汚水から油を分離し、回収するため、排水溝と接続する適当な場所に油水分離装置を設置すること。

ウ 油水分離装置及び排水溝は、流入する油を含む汚水を処理することのできる十分な容量のものを設置すること。このとき、油を含む汚水の量だけでなく、流入する雨水等の量も勘案すること。

エ 書類及び図面によって、油水分離装置及び排水溝の形状、構造、材質等を明らかにし、当該油水分離装置及び排水溝が油を含む汚水を保管等の場所から流出させるおそれがないものであることを十分に示すこと。

4 条例第9条第3号関係（欠格事由の基準）

(1) 特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

条例第9条第3号ニの「特定再生資源屋外保管業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、同号イからハまで及びホからチまでのいずれにも該当しないが、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、特定再生資源屋外保管業に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者をいう。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

ア 過去において、繰り返し条例に基づく許可の取消処分を受けている者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している者（例えば、自己又は自社と友誼関係にある暴力団の威力を相手方に認識させることにより、その影響力を利用するため、自己又は自社と友誼関係にある者が暴力団員であ

- ることを告げ、若しくは暴力団の名称入り名刺等を示し、又は暴力団員に対し暴力団対策法第9条各号に定める暴力的要求行為の要求等を行った者)
- ウ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者（例えば、相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、自発的に用心棒その他これに類する役務の有償の提供を受け、又はこれらのもが行う事業、興行、いわゆる「義理ごと」等に参画、参加し、若しくは援助している者）
- エ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

条例第9条第3号チの「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、典型的には暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資をし、これを背景として事業活動に相当の影響力を及ぼしている者をいい、その他にも例えば、融資関係、人的派遣関係又は取引関係等を通じて、結果的に暴力団員等が事業活動に相当程度の影響力を有するに至っているものも含まれる。

具体的には、次に例示するような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものとする。

- ア 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員等であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- イ 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を締結していること。

第3 特定再生資源屋外保管業変更許可申請の審査基準

条例第12条第1項の規定による特定再生資源屋外保管業の変更の許可の申請に係る審査基準については、第2の2から4までの基準を準用する。